

項	意見・質問等	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
1	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1 要件定義書	2	2	(4)	⑤	4	「なお、RJ-45 端子を有しない場合は、有線LAN アダプタを100個納入すること。ただし、有線LAN アダプタ自体にMACアドレスを保有しない端末純正品とすること。」について、100BASE-TX/1000BASE-T 対応のLAN インターフェースが標準搭載されている場合は加算対象とすることを意見いたします。	管理運用面ならびに、AP障害時における業務継続性の観点から有線LANアダプタは本体に標準で付属すべきと考えます。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
2	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1 要件定義書	2	2	(1)	①	2	第13世代デカコアIntel Core i5同等又はそれ以上のIntel又はAMDのプロセッサであること。	1つの目の理由は、'第12世代のCPUが販売終息方向でサプライがつかないため。2つ目の理由は最新のインテル第13世代の最新のテクノロジを使った仕様にするべきと考えます。これまで「令和2年府省間ネットワークIT室LANの導入」ではインテル第8世代。「令和3年ガバメントソリューションサービス移行に係る端末等の借入等」はインテル第11世代の端末を採用、「令和5年度ガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等」は第12世代の採用をしています。最新の第13世代必須でお願いしたいため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「Intel 第13世代 6コア Core i5以上、もしくはAMD 6コア Ryzen 5 7000シリーズ以上」
3	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1 要件定義書	2	2	(1)	④	2	キーボードは、日本語、防滴機能付き、キーピッチ：18.7×18.7mm、キーストローク：1.3mm、JIS標準準拠・OAG準拠配列、バックライト機能付きを搭載していること。	バックライトは法人向けのモバイルパソコンでは、標準搭載をされており、室内消灯時や暗い場所（深夜タクシーなど）での仕事でも役立つため、バックライト付きキーボードがあることにより視認性があがりやすくなります。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
4	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1 要件定義書	2	2	(3)		2	IT管理者はパスワードではなく、より強固な方法を利用して機密性の高いデバイス ファームウェアの設定を安全に管理することが望ましい。	デバイスファームウェア (BIOS) への認証をパスワードではなくする事により、パスワード漏洩、なりすましのリスクを減らし、セキュリティを強化することができるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
5	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1 要件定義書	2	2	(3)		2	搭載されている BIOS が米国政府のガイドライン (NIST-SP800-147) に沿ったものであること。	BIOSの保護する機能はNIST SP 800-147で標準化されているため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
6	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1 要件定義書	2	2	(3)		2	BIOSの改ざんの有無を検出する機能、および、改ざん時に復元する機能を持つこと。(NIST SP800-193準拠)	BIOSファームウェアが改ざんされた場合には、発見、復旧が困難になり、PCの制御が永続的に乗っ取られる可能性があり、国家レベルの攻撃者などによるサプライチェーン攻撃の恰好のターゲットとなっているため。本要件はすでにセキュリティに関心の高い中央官庁で仕様がされた実績があり、多くの会社のPCが実装しています。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
7	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1 要件定義書	2	2	(3)		2	システムの起動前に内蔵および外付けデバイス経由で悪意のあるオプションROMコードを実行しようとする攻撃に対する保護機能をもつことが望ましい。	現在、業界ではセキュア ブートを使用して、ブートプロセスを保護し、ファームウェア攻撃の脅威を軽減しています。ただし、ブートプロセスが複雑なため、攻撃者が Option-ROM 攻撃を介して悪用できる脆弱性が存在する可能性があるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
8	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1 要件定義書	2	2	(3)		2	BIOS改ざん時の復元は自動で行うことが望ましい。	BIOSファームウェアを改ざんされた場合、復元が必要になりますが、手動で復元する場合は多大な工数を要し業務停止時間が長くなります。改ざん検知後自動で復元する機能により、業務停止時間を大幅に短縮することが可能になるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
9	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料1 要件定義書	2	2	(3)		2	BIOSファームウェアに加えて、BIOS設定の改ざんの保護、検知、復旧する機能を持つことが望ましい。	Windows10/11のセキュリティ機能は仮想化機能等のBIOS設定に依存している機能があります。Windows10/11のセキュリティ機能を正しく稼働するためには、適切なBIOS設定が改ざんされない機能が不可欠のため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。

項	意見・質問等	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
10	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料Ⅰ 要件定義書	2	2	(3)		2	BIOSはサードパーティー製ではなく、自社製のものが望ましい。	BIOSファームウェアの脆弱性の報告が増えており、自社でタイムリーに脆弱性への対応するためには自社で開発、保守している必要があるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
11	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料Ⅰ 要件定義書	2	2	(3)		2	BIOSファームウェアを更新する際のダウンタイムを軽減する仕組みを実装していることが望ましい。	近年BIOSファームウェアの脆弱性の悪用に対する懸念に業界全体が取り組んでおり、その結果BIOSファームウェアの更新リリース頻度が高くなっています。BIOS更新時のダウンタイムを軽減すること仕組みを実装することにより、頻繁なBIOSアップデートの業務への影響を軽減できるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
12	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料Ⅰ 要件定義書	2	2	(3)		2	BIOSファームウェアの更新に失敗してしまった場合は、自動的に元のBIOSファームウェアにロールバックする仕組みを実行していることが望ましい。	BIOSファームウェアの更新に失敗してしまった時のダウンタイムを削減できるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
13	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料Ⅰ 要件定義書	2	2	(3)		2	BIOSのバージョンをPCの外部から確認することができる仕組みを実装できることが望ましい。	組織全体のセキュリティリスクを把握するために、個々のPCのBIOSファームウェアが脆弱性を持っているかどうか把握することが管理上望ましく、それをPCにログインする事なく確認できることは管理上の工数を削減できるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
14	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料Ⅰ 要件定義書	2	2	(3)		2	BIOS構成設定が組織が設計した値に設定されていることをPCの外部から確認することができる仕組みを実装できることが望ましい。	組織全体のセキュリティリスクを把握するために、組織内のPCのBIOS構成設定が設計した値に設定されているかどうか把握することがセキュリティ管理上望ましく、それをPCにログインする事なく確認できることは管理上の工数を削減できるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
15	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料Ⅰ 要件定義書	2	2	(3)		2	MBR/GPTの改ざんや破壊を保護、検知、復旧する機構を持つことが望ましい。	地政学的な状況から、PCを破壊する攻撃の増加が報告されており、MBR/GPTの保護/検知/復旧機能により、破壊型攻撃を受けた場合にもPCのダウンタイムを最小限に抑えることが可能になるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
16	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料Ⅰ 要件定義書	2	2	(3)		2	PCの開発・製造ベンダーがSecurity Bulletin、Security Advisory等により脆弱性情報の開示を一元的、包括的かつタイムリーに行っていること。	脆弱性の報告の数と頻度が増えているために、脆弱性並びにその修正の管理のため最新の脆弱性情報を一括して見ることができるポータルが必要とされるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
17	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料Ⅰ 要件定義書	2	2	(3)		2	PCの開発・製造を行うベンダーが社内にFIRST等の国際的な組織に連携する正式なPSIRTを設置し、自社製品やサービスのセキュリティレベルの向上や脆弱性の対応を包括的に行う体制を持っていることが望ましい。	脆弱性は、利用者や研究者により発見された後にCERT/CCやNIST等のコミュニティ・公的機関とのコミュニケーション、修正に向けての社内部署との調整が必要になります。適切に脆弱性を公開し、スームズに関係機関とコミュニケーションをし問題を解決するためは、これらを包括的に調整する組織が社内に必要なため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
18	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料Ⅰ 要件定義書	2	2	(3)		2	PCの開発・製造を行うベンダーはCVE Numbering Authorityの資格を持ち、自社製品の脆弱性を一意に特定して公開し、管理する機能を有することが望ましい。	脆弱性は、利用者や研究者により発見された後にCERT/CCやNIST等のコミュニティ・公的機関とのコミュニケーション、修正に向けての社内部署との調整が必要になり、CVEを採番し脆弱性を一意に特定することはこれら一連のプロセスを行う際に不可欠なため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
19	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料Ⅰ 要件定義書	2	2	(3)		2	追加のメディアを使わずにBIOS上からNIST SP 800-88準拠SSDからデータを完全に消去し、復元ソフトからのデータの不正な復元を防ぐ機能を持つことが望ましい。	業界標準に準拠したデータ消去ツールを利用することで、完全にデータが消去されることが担保されるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
20	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料Ⅰ 要件定義書	2	2	(3)		2	本体のカバーが開けられたり不正アクセスされた場合にはPCをロックしてユーザーに通知することが望ましい。	PC生産後の配送中を狙うサプライチェーン攻撃や、出張時に悪意のある第三者による攻撃でPCのカバーを開けてマルウェアを仕込まれることを防ぎ、セキュリティを強化することができるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
21	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料Ⅰ 要件定義書	2	2	(4)	②	2	デュアルSIM(物理nanoSIMスロット及びeSIM) 対応が必須であること。	管理、紛失のリスクをなくすために、eSIM対応は必須であることが望ましいです。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。

項	意見・質問等	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
22	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料Ⅰ 要件定義書	3	2	(11)		2	端末本体の重量が1300g以下とし、より軽量な場合は加点とする。なお、物理的なブラバシーフィルターの重量を含むこととし、マウスは及びアダプタは重量に含まない。また、技術点審査時に提案する構成機器1台を3月20日迄準備し、3月末のプレゼンもしくは質問会に、重量の測定を実施する。	重量の測定は厳格にお願いしたいです。端末本体と除き防止フィルターをつけた場合は納入するものと同じもの持参しデジタル庁GSSでの測定確認をお願いしたいです。	重量については、カタログスペックとしております。
23	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料Ⅰ 要件定義書	3	2	(13)		2	堅牢性について、外部機関で検証していること又は米軍調達基準(MIL-STD-810H)を満たしていること。	主要ベンダーの13~14インチの殆どのベンダーが米軍調達基準(MIL-STD-810H)を満たしているため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
24	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係るにおけるガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等 調達仕様書(案)	6	2.7			2	本調達の契約期間は契約締結日(令和6年4月を想定)から令和10年9月30日までとし、'保守開始日'をリース開始日と同日に変更できること。	長期にわたった導入になるため導入タイミングにあわせた形を推奨いたします。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
25	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係るにおけるガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等 調達仕様書(案)	7	4.4	(1)、(2)		2	GSS運用事業者と連携するために、ベンダー独自のホットライン(専用の電話番号)とテクニカルアカウントマネージャーのサインが必要要件であることが望ましい。	ベネフィットとしては、PCのハードウェア障害発生時に、専用コール窓口にて迅速な障害受付を行います。また、修理が発生した場合、引き取り先と戻し先が異なっても柔軟に対応することが出来ます。その際、あらかじめお客様から提供されたハードウェア構成情報、稼働台数、障害履歴などを参考にしながら対応するので、一から説明する必要がなく、スムーズで迅速な問題解決が実現します。また、月次の障害レポートの提示も可能です。(別添資料Ⅰ及び2参照)この内容を加点項目の検討をお願いしたいです。'お客様の環境や状況を把握した担当者が対応するので、スムーズで迅速な問題解決が可能になります。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
26	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	7	4	4		2	下記の文を要求仕様に入れることを希望します。端末マスター等を使ってWindowsOSをWindows11 Enterprise等に変更する場合においても、メーカーが提供するBIOS、ファームウェア、ドライバー等に不具合があった場合は、サポート対象とすること	障害発生時にサポート対象でない原因究明ができないため。またメーカー側がサポートしてくれない事で、ヘルプデスクの作業負荷増になると考えます。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
27	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料Ⅰ 要件定義書	4	3		(2)	2	③高さの調整が可能であること。⇒工具不要でピボット、チルト、スイベル、高さ調整が可能であることを要求仕様に入れることを希望致します。	展開時の作業効率の向上と納品後も利用者様にて、簡単に調整を行える必要があると考えるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
28	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料Ⅰ 要件定義書	4	3		(5)	2	(5) 付属品 USB3.0以上、USB PDに対応したUSB ケーブル(両端USB-C、80cm以上)を具備していること。ただし、標準付属品である必要はない。 ⇒上記に加え、HDMIケーブル(1.5m以上)を具備していることを要求仕様に入れることを希望致します。	USBケーブル以外での利用も考慮する必要があると考えているため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
29	意見	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料Ⅰ 要件定義書	3	2		(9)	2	(9) のぞき見防止 ⇒のぞき見防止プライバシーフィルターに関して、PC画面の白色光における波長干渉を低減することを要求仕様に入れることを希望いたします。	PC画面の白色光の波長干渉により、明暗の縞模様(干渉縞(かんしょうじま))が発生すると、利用職員の業務に支障をきたすため、提案端末に合わせてフィルターの波長干渉調整を行う旨仕様を含める必要があると考えるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
30	意見	調達仕様書(案)	7	4	4.2		3	[仕様書記載] 受注者は、GSS 運用事業者が行う納入機器のインストール用マスタ媒体の設計及び作成等の際し、ドライバの不具合等が想定される場合等において、デジタル庁からの質疑応答、照会に対し、適切に回答すること。また、同媒体作成等のため、納入機器のうち60台を令和6年7月12日までに納入すること。 [意見] 以下文言に修正をお願い致します。 "令和6年7月12日までに"→"令和6年7月12日を目途に"	入札および契約時期が明らかにならない現時点において、日付指定の対応の約束が難しく、受注生産等を行っている事業者に対しては著しく不利な要件であると考えます。	当該日は現時点での想定です。開札時期を踏まえた納入日を本公告仕様書に記載する認識です。

項	意見・質問等	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
31	意見	調達仕様書(案)	3	2	2.1	(2)	3	<p>【仕様書記載】 GSS 端末については納入機器管理台帳(4k ハードウェアハッシュを含むことを推奨)を作成し納入すること。 【意見】 納入機器管理台帳に必要な情報を収集を示していただくようお願いいたします。</p>	<p>本調達の受注者が情報収集えお必要とする場合、大きくコストに影響すると考えます。場合によっては、メーカー工場から直接納品ができず、受注者拠点に一度集約し情報収集・管理する必要が出てくると考えます。 ※メーカーから得られる情報のみの管理であれば直接納品が可能となり、コスト削減につながると考えます。</p>	<p>管理台帳の記載項目は契約後に指示いたします。</p>
32	意見	調達仕様書(案)	7	4	4	(4)	3	<p>【仕様書記載】 内部にデータが残っている場合は解読できないよう適切な処置を講じた上で処分すること。なお、データを解読できないようにするために行う手順については、NIST SP800-88 に準拠するとともに、事前にデータ消去手順書を作成しデジタル庁の承認を受けること。消去した場合は、消去証明書を提出すること。 【意見】 内部にデータが残っている部品の交換が必要な場合のデータ消去につきまして、消去自体や消去証明書の発行タイミングを示していただくようお願い致します。</p>	<p>スポットのデータ消去対応について、ある程度まとめた消去や証明書の発行が可能であれば、コストを削減したご提案が可能かと考えます。</p>	<p>速やかに消去をお願いします。</p>
33	意見	調達仕様書(案)	8	4	5	(5)	3	<p>【仕様書記載】 ①受注者は、意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。 【意見】 本文言の削除頂きたいとさせていただきます。</p>	<p>キッティング含めた端末に対する作業についてはGSS 運用事業者が行う想定のため、本件受注者は”意図しない変更”や”搾取される可能性がある情報”について関与・保証する立場にないと考えます。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
34	意見	要件定義書	2	2	(2)	③	3	<p>【仕様書記載】 10 点マルチタッチに対応していること。 【意見】 以下文言への修正をお願い致します。 ”10点マルチタッチ”→”マルチタッチ” ※”10点”の削除</p>	<p>”10点”とすることで機種が限定されるものと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。</p>
35	意見	要件定義書	3	2	(9)	③	1	<p>【仕様書記載】 のぞき見防止に対応した状態でタッチパネルに対応していること。 【意見】 本文言の削除頂きたいとさせていただきます。</p>	<p>着脱可能なプライバシーフィルターを採用した場合、本要件を満たすことは難しいと考えます。のぞき見防止の機能が電子的に内蔵している特定の機種に限定されるものと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。</p>
36	質問	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料Ⅰ 要件定義書	2	2	(4)	⑤		<p>アダプタ側MACアドレスパススルーを利用する事により、本体側のMACアドレスで動作させる事が対応可能となりますがその理解であってますでしょうか。</p>	<p>有線LANアダプタ自体にMACアドレスを保有しない端末純正品とすることにお記載があり、MACアドレスを保有しないアダプタは存在しないため確認させて頂きました。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「ただし、MACアドレスパススルー等により、端末側のMACアドレスで通信可能な端末純正品とすること。」</p>
37	質問	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	8	4	6		1	<p>借入期間満了後のGSS端末の消去作業につきまして、消去作業の実施場所は受注者側で調整してよろしいでしょうか。もしくは、作業場所の指定がある場合は、想定場所を記載頂きますでしょうか。</p>	<p>地方での現地消去作業等、場所により見積費用が変動するため。</p>	<p>消去作業の実施場所について、デジタル庁から指定いたしません。</p>
38	質問	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書(案)	8	4	6		1	<p>借入期間が終了したGSS 端末については、別途指示するGSS 運用事業者拠点(都内1拠点)から回収することとし、受注者は借入期間終了までに担当部署と回収の日程(原則業務日)及び方法等を協議の上、計画的に回収を行うこと。なお、各拠点におけるGSS 端末の台数確認は当庁にて実施するため、受注者は各拠点からの回収と回収完了後の端末台数の総数確認を実施すること。 ⇒前半部分ではGSS 運用事業者拠点からとなっておりますが、後半部分では各拠点も受注者側で回収となっておりますが、どちらの記載内容を正とすればよろしいでしょうか?</p>	<p>回収拠点数によって見積費用が変動するため。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「受注者はGSS運用事業者拠点(都内1拠点)からの回収と回収完了後の端末台数の総数確認を実施すること。」</p>
39	質問	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料Ⅰ 要件定義書	2				2	<p>GSS端末に関しまして、複数機種の導入は可能でしょうか。</p>	<p>複数機種をご用意することで、サプライチェーンリスクの回避やリコール事故の軽減に繋がるため。また、半導体供給問題があるなか、納期リスクを回避するため。</p>	<p>仕様書に記載のとおり、納入する端末は、同一機種となります。</p>

項	意見・質問等	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
40	質問	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料Ⅰ 要件定義書	4	3		(1)	1	①パネルタイプ24型-27型のワイド、非光沢であること。 ⇒24型ディスプレイは一般的に23.8型も含まれますが23.8型も24型と同等として考えて問題ございませんでしょうか。	仕様内容明確化のため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり変更いたします。 「パネルタイプ23.8インチ-27インチのワイド、非光沢であること。」
41	質問	令和6年度内閣法制局、金融庁及び総務省のガバメントソリューションサービス移行に係る端末の借入等調達仕様書別添資料Ⅰ 要件定義書	2			(4)	2	⑤100BASE-TX/1000BASE-T 対応のLAN インターフェース (RJ-45) を内蔵すること。なお、RJ-45 端子を有しない場合は、有線LAN アダプタを100個納入すること。ただし、有線LAN アダプタ自体にMACアドレスを保有しない端末純正品とすること。 ⇒パススルーなどの機能でアダプタ自体のMACアドレスを使用しないよう設定できるのであれば問題認識でよろしいでしょうか。	各メーカー端末純正品でMACアドレスを保有していないアダプタはないため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「ただし、MACアドレスパススルー等により、端末側のMACアドレスで通信可能な端末純正品とすること。」
42	質問	調達仕様書(案)	8	4	4.4	(12)	1	[調達仕様書記載] '外付けディスプレイについては保守対象外とするが、標準で付属するメーカー保証について、その内容、期間、修理依頼連絡先を、納入までに担当部署に提出すること。 [質問内容] 保守対象外とは、以下のどの状態を示しているかご教示ください。 ① 障害発生時に部品交換、製品交換等の修理費用を個別精算 ② 修理を行わずに新たに機器を購入 ③ その他	要件の明確化	保守対象外の「保守」とは、調達仕様書4.4 保守(1)～(11)の事項となります。 ただし、初期不良についてはディスプレイにおいても対象となります。
43	質問	調達仕様書(案)	8	4	4.6		1	[調達仕様書記載] '借入期間が終了した GSS 端末については、別途指示する GSS 運用事業者拠点(都内1拠点)から回収することとし、受注者は借入期間終了までに担当部署と回収の日程(原則業務日)及び方法等を協議の上、計画的に回収を行うこと。なお、各拠点における GSS 端末の台数確認は当庁にて実施するため、受注者は各拠点からの回収と回収完了後の端末台数の総数確認を実施すること。 [質問内容] 文頭では、GSS運用事業者拠点から回収との表記であるのに対して、文末では、受注者は各拠点からの回収と回収完了後の端末台数確認実施の文言があります。 各拠点からの回収もしくは、都内1拠点からの回収が明確化をお願いします。	要件の明確化	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「受注者はGSS運用事業者拠点(都内1拠点)からの回収と回収完了後の端末台数の総数確認を実施すること。」
44	質問	調達仕様書(案)	8	4	4.6		1	[調達仕様書記載] '借入期間が終了した GSS 端末については、別途指示する GSS 運用事業者拠点(都内1拠点)から回収することとし、受注者は借入期間終了までに担当部署と回収の日程(原則業務日)及び方法等を協議の上、計画的に回収を行うこと。なお、各拠点における GSS 端末の台数確認は当庁にて実施するため、受注者は各拠点からの回収と回収完了後の端末台数の総数確認を実施すること。 [質問内容] 本項目には、外付けディスプレイが含まれるでしょうか。	要件の明確化	含まれません。
45	質問	調達仕様書(案)	8	4	5	(5)	1	[仕様書記載] ①受注者は、意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。 [質問内容] 管理の対象について、以下のいずれを想定しているかご教示ください。 ①GSS端末 ②本調達に係る情報 ③その他	要件の明確化	本調達に係るものが対象となります。

項	意見・質問等	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
46	質問	調達仕様書（案）	9	4	4.6		I	<p>【調達仕様書記載】 また、受注者は借入期間満了後3か月以内に NIST SP800-88 に準拠し、事前にデジタル庁と合意した方法にて GSS 端末のデータを復元不可となるよう消去するとともに、データ消去証明書を担当部署に提出し、データ消去の確認を得ること。</p> <p>【質問内容】 データ消去作業の実施場所は以下のいずれを想定しているかご教示ください。 ① GSS運用事業者拠点 ② 受託者が回収後、受託者が準備するデータ消去作業場所 ③ その他</p>	要件の明確化	消去作業の実施場所について、デジタル庁から指定いたしません。
47	質問	調達仕様書（案）	3	2	2.1	(2)	I	<p>【仕様書記載】 外付けディスプレイは各拠点で開梱、机上への設置すること。段ボール等の梱包材については、受注者が責任を持って回収および撤去すること。</p> <p>【質問内容】 外付けディスプレイ設置にあたり、接続する電源は設置場所の机上に用意されている前提と考えてよろしいでしょうか。</p>	要件の明確化	その認識です。
48	質問	調達仕様書（案）	3	2	2.1	(2)	I	<p>【仕様書記載】 外付けディスプレイは各拠点で開梱、机上への設置すること。段ボール等の梱包材については、受注者が責任を持って回収および撤去すること。</p> <p>【質問内容】 外付けディスプレイ設置にあたり、設置場所の特定方法について以下を想定しています。どのパターンが該当するかご教示ください。 ① あらかじめ現地ご担当により作成するレイアウト等で指示 ② 作業当日に現地ご担当から指示 ③ 現地調査により受託者が調査を行い、現地ご担当から指示 ④ その他</p>	要件の明確化	詳細については入札後に各拠点との調整となります。
49	質問	調達仕様書（案）	3	2	2.1	(2)	I	<p>【仕様書記載】 外付けディスプレイは各拠点で開梱、机上への設置すること。段ボール等の梱包材については、受注者が責任を持って回収および撤去すること。</p> <p>【質問内容】 外付けディスプレイ設置にあたり、動作確認方法について以下を想定しています。どのパターンが該当するかご教示ください。 ① 外付けディスプレイ設置場所に端末が存在しているため、受託者が接続し正常表示を確認する ② 利用者が接続して確認する ③ 開梱等を行う一時スペース等で確認のうえ、設置を行う ④ その他</p>	要件の明確化	②となります。
50	質問	要件定義書	2	2	(1)	①		「Intel 第12世代6コアCorei5以上、もしくはAMD6コア Ryzen5 5000 シリーズ以上。」とありますが、現在のIntel i5と Ryzen5 5000 シリーズを比べると性能差があり、現在は7000シリーズが主流となります。5000シリーズから7000シリーズの変更をお願い致します。	AMD CPUの主流が7000シリーズとなる為。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「Intel 第13世代6コアCore i5以上、もしくはAMD 6コア Ryzen 5 7000シリーズ以上」
51	質問	要件定義書	2	2	(4)	⑤		「I00BASE-TX/I00BASE-T対応のLAN(RJ-45)を内蔵すること。なお、RJ-45端子を有しない場合は、有線LANアダプタを100個納入すること。ただし、有線LANアダプタ自体にMACアドレスを保有しない端末純正品とすること。」とありますが、内蔵している場合には加算項目としての検討をお願い致します。	LANアダプタの管理が不要となる事や外出先等が有線LAN環境下等で高速かつ安定した通信が必要な際に直ぐに利用ができる為。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。
52	質問	要件定義書	2	2	(9)	②		「のぞき見防止のための機能が電子的に内蔵している場合は加算とする。なお、タッチパネルに対応する着脱可能なプライバシーフィルターも可とする。」とありますが、のぞき見防止の仕様ポイントは視野外角、可視光線透過率、反射率となる為、仕様の明示と共に加算項目としての検討をお願い致します。	のぞき見防止の機能として視野角にも差があると考えられる為。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。

項	意見・質問等	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
53	質問	要件定義書	2	2				「PC利用者がバッテリー交換可能な構造であること。」を仕様追加または加点項目としての検討をお願い致します。	PCの利用状況からバッテリーの充電能力が下がり、交換希望の際にメーカー引き取り交換では運用上のコストやダウンタイムが懸念される為。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。